

議案第30号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月20日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「35,300円」を「35,200円」に改め、同条第2項中「100分の235」を「100分の220」に改める。

第2条 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の195」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

## 理　　由

国の人事院勧告等を考慮し、非常勤職員に対して日額により報酬を支給する場合の限度額について改定を行うとともに、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改定を考慮し、市長等の期末手当について改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。